

(参考2) 幼稚園の職員配置状況

教職員数(実員)	私 立			公 立								
	総 数	1施設当たり	本務者	1施設当たり	兼務者	1施設当たり	総 数	1施設当たり	本務者	1施設当たり	兼務者	1施設当たり
総 数	128,084人	15.66人	107,851人	13.19人	20,233人	2.47人	33,506人	6.89人	27,437人	5.64人	6,069人	1.25人
教員数(補助員含む)	109,753人	13.42人	89,520人	10.95人	20,233人	2.47人	31,616人	6.50人	25,547人	5.25人	6,069人	1.25人
園長	8,029人	0.98人	7,021人	0.86人	1,008人	0.12人	4,635人	0.95人	2,999人	0.62人	1,636人	0.34人
副園長	2,733人	0.33人	2,425人	0.30人	308人	0.04人	666人	0.14人	501人	0.10人	165人	0.03人
教頭	1,172人	0.14人	1,109人	0.14人	63人	0.01人	936人	0.19人	749人	0.15人	187人	0.04人
主幹教諭	1,848人	0.23人	1,813人	0.22人	35人	0.00人	144人	0.03人	142人	0.03人	2人	0.00人
指導教諭	868人	0.11人	820人	0.10人	48人	0.01人	12人	0.00人	11人	0.00人	1人	0.00人
教諭	80,319人	9.82人	71,364人	8.73人	8,955人	1.10人	15,421人	3.17人	14,537人	2.99人	884人	0.18人
助教諭	1,494人	0.18人	875人	0.11人	619人	0.08人	797人	0.16人	765人	0.16人	32人	0.01人
養護教諭	197人	0.02人	72人	0.01人	125人	0.02人	535人	0.11人	245人	0.05人	290人	0.06人
養護助教諭	10人	0.00人	6人	0.00人	4人	0.00人	130人	0.03人	108人	0.02人	22人	0.00人
栄養教諭	87人	0.01人	54人	0.01人	33人	0.00人	12人	0.00人	2人	0.00人	10人	0.00人
講師	5,307人	0.65人	1,399人	0.17人	3,908人	0.48人	5,786人	1.19人	4,094人	0.84人	1,692人	0.35人
教育補助員	7,689人	0.94人	2,562人	0.31人	5,127人	0.63人	2,542人	0.52人	1,394人	0.29人	1,148人	0.24人
職員数	18,331人	2.24人	18,331人	2.24人	-	-	1,890人	0.39人	1,890人	0.39人	-	-
事務職員	9,295人	1.14人	9,295人	1.14人	-	-	198人	0.04人	198人	0.04人	-	-
養護職員(看護師等)	73人	0.01人	73人	0.01人	-	-	80人	0.02人	80人	0.02人	-	-
用務員・警備員・その他	8,963人	1.10人	8,963人	1.10人	-	-	1,612人	0.33人	1,612人	0.33人	-	-

(参考)

施設数	8,177か所			4,866か所		
在籍園児数	総 数			総 数		
	1施設当たり	1学級当たり		1施設当たり	1学級当たり	
総 数	1,303,820人	159.4人	23.5人	280,007人	57.5人	19.0人
2歳児(満3歳児)	49,863人	6.1人	-	349人	0.1人	-
3歳児	346,758人	42.4人	-	43,542人	8.9人	-
4歳児	448,651人	54.9人	-	105,670人	21.7人	-
5歳児	458,389人	56.1人	-	130,388人	26.8人	-

※平成25年学校基本調査を基に作成 (平成25年5月1日現在)

(注) 本務者：当該学校の専任の教職員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。

兼務者：本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。

(参考3) 保育所の職員配置状況

私 営						公 営						
常勤換算従事者数	総 数		常 勤		非常勤		総 数	常 勤		非常勤		
	1施設当たり		1施設当たり		1施設当たり	1施設当たり			1施設当たり		1施設当たり	
総 数	271,285人	22.12人	235,344人	19.19人	35,942人	2.93人	175,728人	18.52人	150,103人	15.82人	25,625人	2.70人
施設長	12,150人	0.99人	12,138人	0.99人	13人	0.00人	9,124人	0.96人	9,095人	0.96人	29人	0.00人
保育士	204,034人	16.64人	182,734人	14.90人	21,301人	1.74人	130,873人	13.79人	116,911人	12.32人	13,962人	1.47人
調理員	23,787人	1.94人	18,110人	1.48人	5,677人	0.46人	20,904人	2.20人	16,415人	1.73人	4,489人	0.47人
栄養士	7,062人	0.58人	6,757人	0.55人	305人	0.02人	1,176人	0.12人	1,008人	0.11人	168人	0.02人
保健師・助産師・看護師	4,039人	0.33人	3,096人	0.25人	943人	0.08人	1,813人	0.19人	1,586人	0.17人	228人	0.02人
医師	590人	0.05人	-	-	590人	0.05人	443人	0.05人	-	-	443人	0.05人
事務員	7,758人	0.63人	6,495人	0.53人	1,263人	0.10人	388人	0.04人	250人	0.03人	138人	0.01人
その他の職員	11,864人	0.97人	6,014人	0.49人	5,850人	0.48人	11,006人	1.16人	4,839人	0.51人	6,168人	0.65人

(参考)

施設数		12,264か所		9,487か所			
入所児童数	総 数		1施設当たり		総 数	1施設当たり	
総 数	1,263,612人		103.0人		820,524人		86.5人
満0歳	38,842人		3.2人		10,797人		1.1人
満1歳	168,152人		13.7人		78,894人		8.3人
満2歳	211,553人		17.2人		117,458人		12.4人
満3歳	240,305人		19.6人		158,048人		16.7人
満4歳	249,339人		20.3人		182,577人		19.2人
満5歳	239,643人		19.5人		183,110人		19.3人
満6歳	115,778人		9.4人		89,640人		9.4人

※平成23年社会福祉施設等調査を基に作成 (平成23年10月1日現在)

(注) 常勤：施設等が定めた、常勤の従事者が勤務すべき時間数のすべてを勤務している者
 非常勤：常勤以外の従事者（他の施設等にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を行っている者、短時間のパートタイマー等）
 常勤換算従事者数：常勤者の兼務（施設等内の複数の職務に従事する者または併設施設等にも従事する者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時で除し小数点以下第1位で四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。

処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて

【検討の視点】

- これまでの部会における議論においては、職員1人当たりの給与月額を見ると、幼稚園教諭、保育士については、民間の他の職種と比較して低い傾向が見られることが明らかとなっている。
- 国会での附帯決議等において、新制度による質の改善として、職員の定着・確保を図っていくため、職員の処遇改善について検討していくことが求められているが、これについて、どう考えていくか。
- 特に、新制度においては、施設・事業に対し、常勤・非常勤別、勤続年数・経験年数等といった学校教育・保育の質に関わる情報の公表を求めることとしており、これらの要素を公定価格に反映される仕組みについて、どう考えていくか。
- その際、現行の保育所運営費における民改費の仕組みとの関係や、平成24年度補正予算に基づく保育士等処遇改善臨時特例事業との関係について、どう考えていくか。
- また、他の職種と比較して幼稚園教諭、保育士の平均勤続年数は短い傾向にあるが、「長く働くことができる」職場を構築していくために、処遇改善と併せ、キャリアアップの仕組みについて、どう考えていくか。

例) 中核的な職員の地位・処遇、研修体制の充実による専門性の向上等

※ 民改費及び保育士等処遇改善臨時特例事業の概要については、P48参考2を参照
介護保険制度における処遇改善の仕組みについては、P49参考3を参照

<主なご意見>

- ・ 現在、保育所運営費で算定されている民間施設給与等改善費について、平均勤続年数が「10年以上」が加算率の区分の上限とされているが、長く勤務し経験を積むことがキャリアアップにつながるため、この上限を高く設定していくことが必要。
- ・ 保育所の主任保育士について、制度的位置付けが明確ではなく、運営費の格付けで差が設けられているだけのため、主任保育士の役割や業務内容を明確にした上で、基本部分において定数とは別に専任で算定することが必要。
- ・ 幼稚園の主幹教諭や指導教諭等については、勤続年数も長く給料も高い傾向にあるため、公定価格上の対応が必要。
- ・ 処遇改善については、給付を受ける全ての施設・事業において取り組みが必要。
- ・ 処遇改善については、幼保間で差別なく同様の仕組みとして頂きたい。
- ・ 家庭的保育者についてもディーセントな生活ができる処遇を保障する必要があるということを基礎においた上で設定していただきたい。
- ・ 「保育士」だけでなく、研修等の充実を含めて「保育者」の処遇改善を図っていくべき。
- ・ 常勤・非常勤別や勤続年数等を公定価格に反映していくことが必要。
- ・ 20代～30代の幼稚園教諭や保育士が多い点も踏まえると、育児休業が取得できているかなどといった観点も必要ではないか。
- ・ 処遇改善に当たっては、消費税財源以外の3,000億円の確保も併せて行っていくことが重要。
- ・ 保育所についても研修の仕組みを導入し、幼稚園についても民間施設給与等改善費の仕組みを導入して頂きたい。キャリアアップの仕組みの検討に当たっては、介護保険制度のようなキャリアパス要件を入れることも必要。
- ・ 長く努めることができるよう職員の処遇の改善や、主任、指導教諭等のキャリアアップの仕組みの導入が必要。
- ・ 保育士資格しか持っていない人が幼稚園免許資格を取るための研修費用や代替要員、また幼稚園の免許更新などに対応が可能な研修の充実が必要。
- ・ キャリアアップの仕組みや民間施設給与等改善費の上限の年数の改善を含め、長く勤められる仕組みが安定的な制度運営につながる。
- ・ 処遇の改善だけで質の改善が図られるのか。それ以外の取組も必要ではないか。
- ・ 私立学校の中で処遇が低いのは幼稚園だけであり、私学助成の充実も含め改善されなければならない。
- ・ 幼稚園の1種免許の取得促進を可能とする仕組みが必要。
- ・ 幼稚園にも民改費等の仕組みを導入し、幼保含めて更なる処遇改善ができるような公定価格にするべき。また、キャリアアップの仕組みや研修体制の充実についても、幼保ともに共通の仕組みを作るべき。
- ・ 現行の民改費の平均勤続年数には、幼稚園や認可外保育施設、家庭的保育事業における経験や、非常勤職員の経験年数が反映されていないため、これらも加えるべき。
- ・ 処遇の改善には働き続けられる仕組みや、産休・育休時の手当が必要。保育所は産休代替職員に係る補助金が一般財源化され、地方自治体が支援をしているが、幼稚園にはないため、同じような支援をするべき。

【検討の視点】

- これまでのご意見等を踏まえ、全ての施設・事業について、現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費の仕組みを参考とし、以下のような点について検討してはどうか。
 - ・ 職員の勤続年数や経験年数に応じて加算額がアップしていく仕組み
 - ・ 現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応
 - ・ 処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み（介護職員処遇改善加算を参考）
 - ・ キャリアアップに対応した仕組み

(参考1) 職員1人当たり給与月額(経営実態調査)

① 幼稚園

私立施設		全 体	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型			
全職種(常勤・非常勤)	261,840円	(10.2年)	263,340円	(10.3年)	250,752円	(9.1年)	236,695円	(9.8年)
園長(常勤)	504,017円	(27.4年)	505,869円	(27.1年)	499,649円	(29.1年)	455,990円	(32.3年)
教諭(常勤)	252,348円	(7.2年)	253,839円	(7.3年)	240,405円	(6.4年)	229,264円	(6.5年)
公立施設		全 体	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型			
全職種(常勤・非常勤)	332,590円	(14.1年)	333,294円	(14.2年)	299,101円	(12.5年)	—	
園長(常勤)	507,478円	(32.1年)	511,051円	(32.2年)	307,886円	(27.0年)	—	
教諭(常勤)	370,098円	(13.8年)	371,277円	(13.8年)	315,897円	(10.8年)	—	

② 保育所

私立施設		全 体	保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型			
全職種(常勤・非常勤)	259,385円	(9.4年)	262,438円	(9.6年)	207,396円	(6.0年)	256,863円	(7.5年)
施設長(常勤)	532,097円	(24.1年)	541,003円	(24.9年)	376,301円	(10.7年)	580,360円	(36.4年)
保育士(常勤)	255,415円	(9.9年)	258,441円	(10.1年)	203,921円	(6.7年)	252,383円	(5.8年)
公立施設		全 体	保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型			
全職種(常勤・非常勤)	297,989円	(13.0年)	298,137円	(13.0年)	285,026円	(10.5年)	231,680円	(13.0年)
施設長(常勤)	545,053円	(33.6年)	545,089円	(33.6年)	547,685円	(34.0年)	485,617円	(2.0年)
保育士(常勤)	287,431円	(11.8年)	287,494円	(11.8年)	286,963円	(10.9年)	222,087円	(13.1年)

※ () 内は、平均勤続年数。常勤職員の給与には、月額給与のほか、賞与の年額の1/12の額が含まれる。

(参考) 各職種の賃金構造について (資料出所) 平成24年賃金構造基本統計調査

	決まって支給する 現金給与 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	給与月額 ①+(②/12月)	勤続年数
全職種	325.6千円	819.3千円	393.9千円	11.8年
看護師	326.9千円	786.9千円	392.5千円	7.1年
福祉施設介護員	218.4千円	474.4千円	257.9千円	5.5年
ホームヘルパー	208.5千円	282.6千円	232.1千円	5.1年
幼稚園教諭	225.0千円	652.6千円	279.4千円	7.4年
保育士	214.2千円	579.9千円	262.5千円	7.8年

(参考2) 民間施設給与等改善費及び保育士等処遇改善臨時特例事業の概要

①民間施設給与等改善費（保育所運営費）

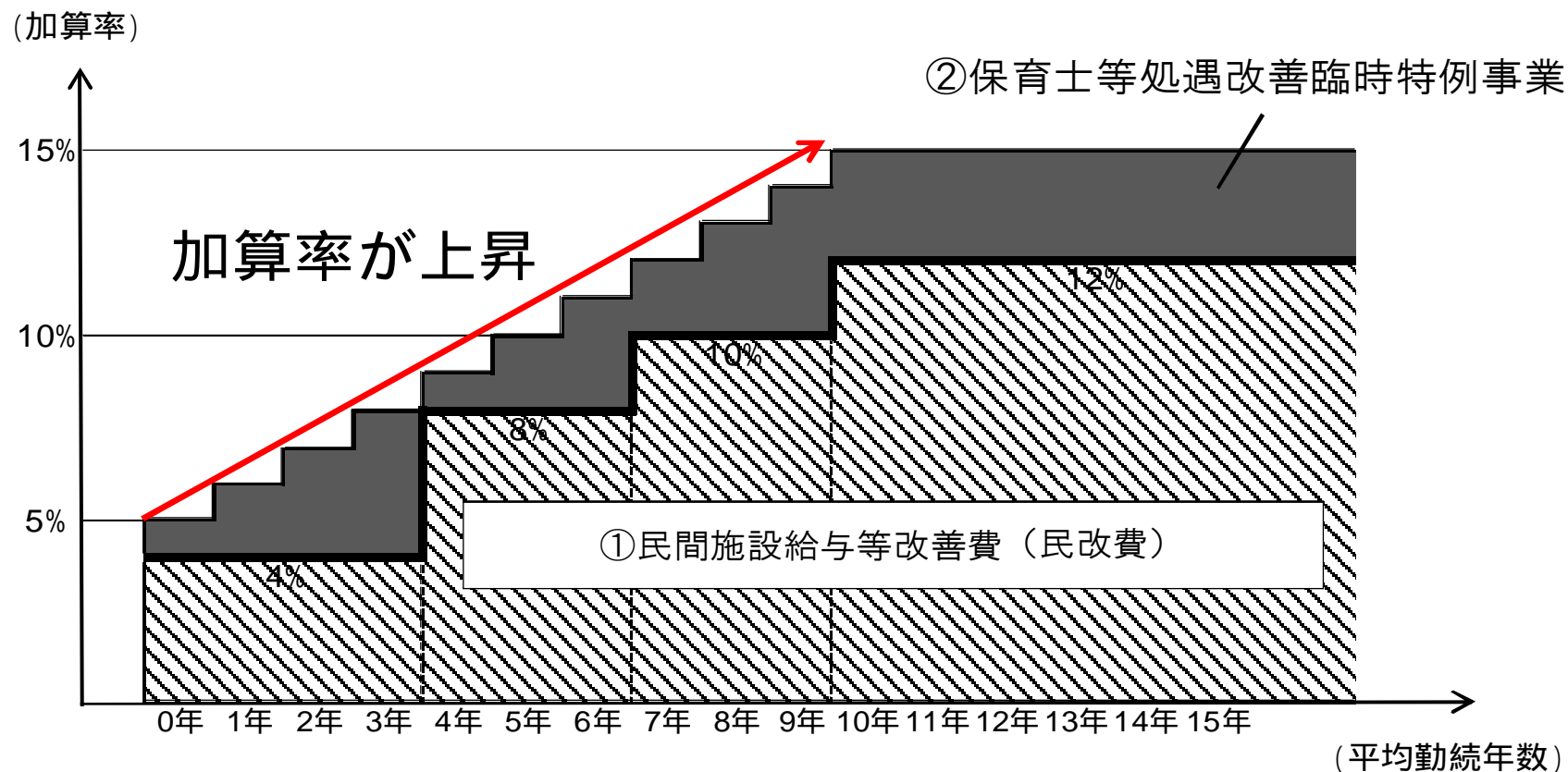
主として公・私施設間における職員の初任給、諸手当等水準の格差是正および法人における定昇財源の確保という観点から、保育所運営費の加算を行う。

(加算方法)

保育所に勤務する全ての常勤職員の平均勤続年数により、4～12%の4段階の加算率に区分して加算単価を設定。

②保育士等処遇改善臨時特例事業（安心こども基金（平成26年度は保育緊急確保事業））

保育士の処遇改善のため、民間施設給与等改善費（民改費）を基礎に、上乘せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」として各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。



(参考3) 介護職員処遇改善加算の概要

1. 加算の種類

- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす場合。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、キャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たす場合。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）：介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たしていない場合。

2. 加算の単位数

- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：介護報酬単位数 × サービス別加算率
- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：介護報酬単位数 × サービス別加算率 $\times 0.9$
- 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）：介護報酬単位数 × サービス別加算率 $\times 0.8$

3. 加算の算定要件

I 必須要件（（1）、（2）及び（3）のいずれも満たすこと。）

- （1）賃金改善等に関する計画を作成し、全ての介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- （2）事業年度ごとに、介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
- （3）労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適切に行われていること。

II キャリアパス要件（（1）又は（2）のいずれかを満たすこと。）

- （1）介護職員の任用等の要件（賃金に関するものを含む）を定め、全ての介護職員に周知していること。
- （2）介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての介護職員に周知していること。

III 定量的要件

- （1）平成20年10月から加算の届出日の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容及び要した費用を全ての介護職員に周知していること。
（例）任用等の要件の整備、研修の実施、介護補助器具等の購入、健康診断の実施、職員休憩室の整備 等

2. 人件費・事業費（教育・保育の提供）等に係る事項について

保育必要量の取扱いについて

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たり、「保育標準時間利用」及び「保育短時間利用」に係る保育必要量について、必要となる職員体制等を勘案した上で検討する必要がある。
- 両親ともにフルタイム又はそれに近い形で就労する場合を想定している「保育標準時間利用」に対し、現行の保育所の開所時間（11時間）を利用可能な時間帯としたときに、必要となる職員体制について、現行の保育所運営費、延長保育促進事業による対応等※を踏まえ、どう考えていくか。

※ 現行の保育所運営費においては、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応するための費用として、配置基準上の人数を超えて1名保育士（常勤保育士）を加配している。

※ 現行の延長保育促進事業は、「基本分」と「加算分」の2事業を対象としている。
「基本分」については、延長保育を実施する保育所において開所時間の始期及び終期それぞれの前後の時間帯において保育需要に対応するために、11時間の開所時間内に保育士を加配するための費用を補助している。

- また、主にパートタイムなど短時間勤務により就労する場合を想定している「保育短時間利用」に対し、基本となる保育時間である8時間程度を利用可能な時間帯としたときに、必要となる職員体制について、現行の保育所運営費による対応等を踏まえ、どう考えていくか。
- 国会の附帯決議において、「施設・事業者が短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする」とされており、これについて、どう考えていくか。その際、保育短時間利用の子どもの場合にも、保育標準時間利用の子どもの場合と同じ職員体制を確保している場合、どう考えていくか。

＜主なご意見＞

- ・ 保育短時間認定の公定価格の設定に当たっては、施設の安定的な運営ができるようにしていくことが必要。
- ・ 保育短時間認定の設定に当たっては、園児要録の作成等の時間も考慮すべき。
- ・ 認定時間を基本としつつ、勤務時間を考慮した設定が必要。
- ・ 子どものいる時間帯だけでなく、研修等ができるだけの費用の確保が必要。
- ・ 保育必要量に対応した公定価格の設定をして頂きたい。

【対応方針案】

⇒P17を参照

年間を通じた学校教育・保育の提供について

【検討の視点】

- 保育認定（2号・3号）の子どもについては、現行の保育所と同様に、原則、土曜日を含めた年間約300日間の開所を基本として、それ以外の日曜日等の開所については、加算による対応で設定するか。その上で、特段の需要がない場合など、土曜日に閉所するケースの取扱いについて、どう考えるか。
- 現在、保育所運営費の算定上、土曜開所に対応するため業務省力化等勤務条件改善費として、非常勤職員等を雇用するための費用を算定している。
⇒ 土曜日の開所に関して特段の需要がない場合など、常態的に土曜日に閉所する場合には、公定価格上、その費用を調整することとしてはどうか。
- また、教育標準時間認定（1号）の子どもについては、現行の幼稚園と同様に、1学年39週（約220日程度）の開所を基本としてはどうか。その場合の夏季休業等の長期休業の取扱いについて、どう考えていくか。また、土曜日などの休業日や長期休業期間中に開所する場合の取扱いについて、どう考えていくか。
※利用者負担の取扱いについても、併せて検討していく必要がある。
- 通常の開所時間帯と異なる夜間あるいは早朝において開所している保育所については、午前11時頃から夜10時頃までを1日の開所時間帯としている場合、現行制度では、夜間保育所加算で対応しており、新制度においても加算による対応で設定するか。⇒P67を参照

<主なご意見>

- ・ 居宅訪問型保育事業について、夜間や休日などに対応した公定価格の設定が必要。
- ・ 保育認定の子どもについて、需要がない場合には、土曜日に開所する必要はない。
- ・ 教育標準時間認定の子どもについて、現行と同様に39週とすることに賛成。その上で、職員は長期休業中でも教育研究や研修などを行っており、1年を通じて給与を支払っているため、毎月同額の支払いが担保されることが必要。

【対応方針案】

- 保育認定の公定価格の設定については、土曜日を含めた年間約300日間の開所を基本とし、それ以外の日曜日等の開所及び夜間保育については加算により設定することとしてはどうか。
- 教育標準時間認定の公定価格の設定については、1学年39週（約220日程度）の開所を基本としてはどうか。その際、夏期休業等の長期休業期間中であっても、研究や研修等が行われている点を踏まえて、職員の人件費・管理費については、年間を通じて算定することとしてはどうか。

給食費の取扱いについて

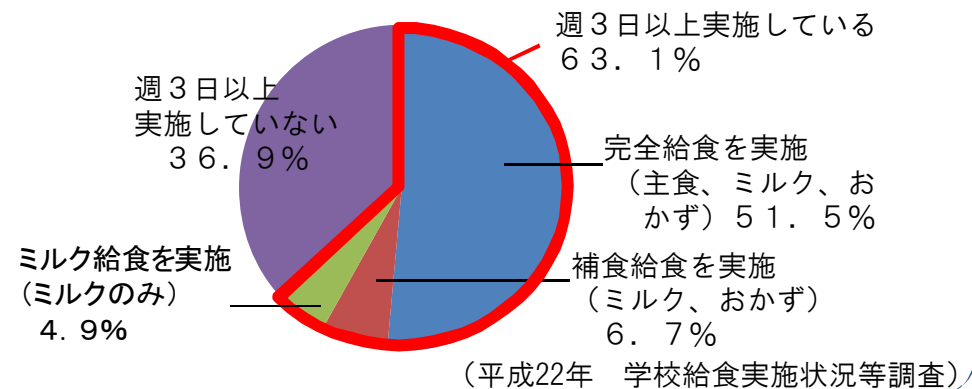
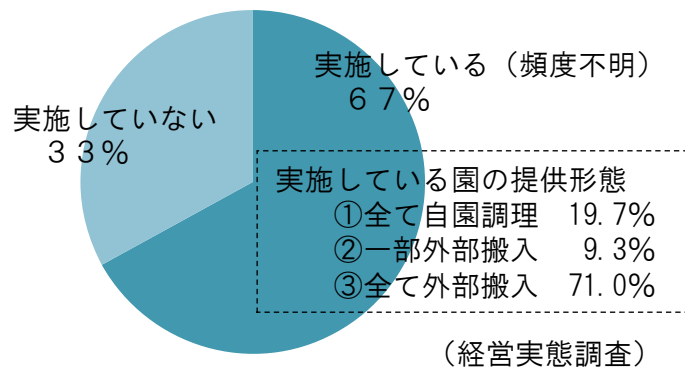
【検討の視点】

- 保育認定（2号・3号）の子どもに係る食事の費用について、どのように考えていくか。
特に、3歳以上の保育認定（2号）については、公定価格上、現在、副食に係る費用のみを評価し、主食については実費徴収としているが、利用者負担との関係を含め、この取扱いについて、どう考えるか。
※ 保育所運営費の算定上、3歳未満児は主食及び副食、3歳以上児については副食に対応している。
(注) 3歳未満児と3歳以上児の保育料（徴収金基準額）については、第1階層（生活保護世帯等の無料世帯）を除き3歳以上児が3,000円低くなっているが、これは主食の取り扱いに対応したものの。）
- 教育標準時間認定（1号）の子どもに係る食事については、新幼保連携型認定こども園の認可基準に係る議論では園の判断によることとされたが、幼稚園における取り扱いを含め、食事の提供に係る費用について、どのように考えていくか。

(現行の私学助成の取扱い)

各都道府県における私学助成は経常経費を広く補助対象とし、自園調理する場合の専任調理員の人件費や外部搬入する場合の委託料を実際の交付額から支出することが認められている。また、事務職員数に調理員の数を含めて補助を行っている例もある。

(参考：幼稚園の給食実施状況)



<主なご意見>

- ・ 保育所における3歳以上児の主食は、制度創設当初から各家庭から持参することを前提とした単価設定になっているが、社会の変化に対応し、主食も含めた公定価格にすることが適当。
- ・ 教育標準時間認定を受ける子どもの給食の費用についても、保育認定を受ける子どもと同様に公定価格上評価すべき。
- ・ 家庭的保育事業についても、自園調理を前提とする以上、給食の費用は保育所と同様にすべき。
- ・ 給食費については本来は実費徴収の扱いかと思うが、公定価格の中で対応するのであれば、1号認定こどもについても同様の取り扱いにしないとおかしい。
- ・ 公平性が大事であり、幼保間で同様の取り扱いとすべき。

[検討例]

- 給食材料費について、現状では、
 - ・ 保育所については、保育所運営費の算定上、3歳未満児は主食費及び副食費、3歳以上児については副食費に対応したうえで、第1階層等（生活保護世帯等）の利用料無料世帯を除き保育料として徴収し、3歳以上児の主食費については実費徴収等によりその費用を徴収している。
 - ・ 幼稚園については、実施している場合にその費用を実費徴収又は保育料として徴収している。
- いずれにおいても、原則、各家庭から給食材料費を徴収しているが、これを踏まえ、公定価格等の設定に当たっては、例えば以下のような対応が考えられるのではないか。（教育標準時間認定は給食を実施している施設における対応）

例1 現状どおり。

※ その上で、低所得世帯に対しては「実費徴収に係る補足給付」により支援を行う。（保育認定の3歳以上児の主食費及び教育標準時間認定の主食費・副食費）

例2 保育認定・教育標準時間認定のいずれも公定価格の対象とはせず、実費徴収を行う。

※ その上で、低所得世帯に対しては「実費徴収に係る補足給付」により支援を行う。（保育認定及び教育標準時間認定の主食費・副食費）

※ また、保育認定に係る利用者負担額について給食材料費相当額を減額（3歳以上児は4,500円程度(副食費)、3歳未満児は7,500円程度(主食費・副食費)）

例3 教育標準時間認定の副食費を保育認定と同様に公定価格の対象とする。

※ その上で、低所得世帯に対しては「実費徴収に係る補足給付」により支援を行う。（保育認定の3歳以上児の主食費及び教育標準時間認定の主食費）

※ また、教育標準時間認定に係る利用者負担額について給食材料費相当額を増額（4,500円程度(副食費)）

例4 保育認定・教育標準時間認定いずれも主食費を含めて全て公定価格の対象とする。

※ そのうえで、満3歳以上の保育認定及び教育標準時間認定に係る利用者負担額について給食材料費相当額を増額（保育認定は3,000円程度(主食費)、教育標準時間認定は7,500円程度(主食費・副食費)）

- また、調理員の人件費等（給食を委託する場合の費用）については、
 - ・ 保育認定の場合は、現行の保育所における取り扱いと同様に施設・事業の規模に応じて調理員の人件費等を評価とすることとしてはどうか
 - ・ 教育標準時間認定の場合は、給食を提供している場合の実施状況に応じた加算として、調理員の人件費等を評価することとしてはどうか。

- * 居宅訪問型保育事業を除く。（訪問先の居宅において保育を提供する事業形態となるため、認可基準上、保育者による調理・食事の提供は行わないこととされている。）

障害児の受け入れ促進について

【検討の視点】

- 特定教育・保育施設については、従来の財政支援措置により対応することを基本とするか。
※幼稚園：国の私学助成に基づく特別補助（特別支援教育経費）により、障害児2人以上在園する園に対し財政支援
保育所：重度障害・軽度障害・発達障害の児童2人につき保育士1人の配置等となるよう地方交付税措置
- 今回の法改正で財政措置が新設された地域型保育事業については、障害児の受け入れを促進していくために必要な措置を講じていくこととするか。

<主なご意見>

- ・ 地域型保育事業における障害児の受け入れについて、保育所における障害児保育の場合、障害児2人に対して1人分の加算となっているが、重症心身障害を持つ利用者はそこまで多くはならないことが想定されるため、マンツーマンでの対応を含めて、障害の程度によって加算額を変える柔軟な設定にしていきたい。
- ・ 障害児の受け入れについて、応諾義務を踏まえた体制の確保が必要であり、地方自治体が障害児保育事業を実施する上で、国としての方針を示すべき。
- ・ 障害児保育事業については、一般財源化され、市町村により取り扱いが異なっているが、全ての市町村で同様に実施が行われるよう、その取り扱いについて検討して頂きたい。
- ・ 家庭的保育事業の障害児の受け入れについては、市町村により対応が様々であり、また、低年齢児が対象であることから、成長の段階で障害に気付くことがある。対応に当たっては専門機関との連携が必要であり、加算措置による対応の検討が必要。
- ・ 幼稚園の預かり保育を利用する子どもの中にも配慮が必要な子どもがいるため、その場合の支援も必要。
- ・ 保育所等訪問支援のように、保育所に限らず全ての施設における支援の枠組みは重要。
- ・ 発達に応じた手当や、障害の程度に応じて加算額を変更するような仕組みも必要。
- ・ 障害は早期の発見が重要であるため、地域型保育事業にも障害に気付いた時点で対応ができる仕組みの導入が必要。
- ・ 補助方式の統一が難しいのであれば、基準を統一することが必要であり、アレルギーや虐待児、困難を抱える保護者など対象を拡充していくことも検討すべき。
- ・ 交付税の不交付団体は、財源が厳しいながらも障害児保育に取り組んできている。地域型保育でも障害児保育を推進するのであれば見合うだけの費用が必要。
- ・ 家庭的保育事業を利用するグレーゾーンの子どもの中には、3歳以降も引き続き家庭的保育事業の利用を希望する場合があるため、こうしたケースの加算の仕組みも検討して頂きたい。
- ・ 保育所等訪問支援について、すばらしい事業だと思うので更に進めていって頂きたい。
- ・ 保育所等訪問支援は、地域での助言・指導という点で有効に活用されており、放課後児童クラブなどでも活用して切れ目ない支援をしていただきたい。
- ・ どの施設・事業でも障害児への対応をしていくことが必要であり、地域型保育事業も職員配置の手当などにより障害の受け入れを支援すべき。
- ・ 保育所等訪問支援は、地域子育て支援拠点事業や一時預かりにも来てもらえる。ネットワークとしてどのように支援していくかという観点も必要。
- ・ 全ての子どもへの支援と障害児固有の施策の双方を推進していくことが必要。

【対応方針案】

- 特定教育・保育施設については、従来の財政支援措置により対応することを基本としてはどうか。
その際、幼稚園は私学助成として都道府県の、保育所は交付税措置により市町村の責任のもと実施されている点等を踏まえつつ、施設での障害児の積極的な受け入れが可能となるよう適切な支援を求めていくこととしてはどうか。

- そのうえで、特定教育・保育施設が、地域の子育て支援・療育支援を行う場合の費用及び地域型保育事業において障害児を受け入れる場合の取り扱いについては、質の改善事項における取り扱いを踏まえて対応することとしてはどうか。

(参考)

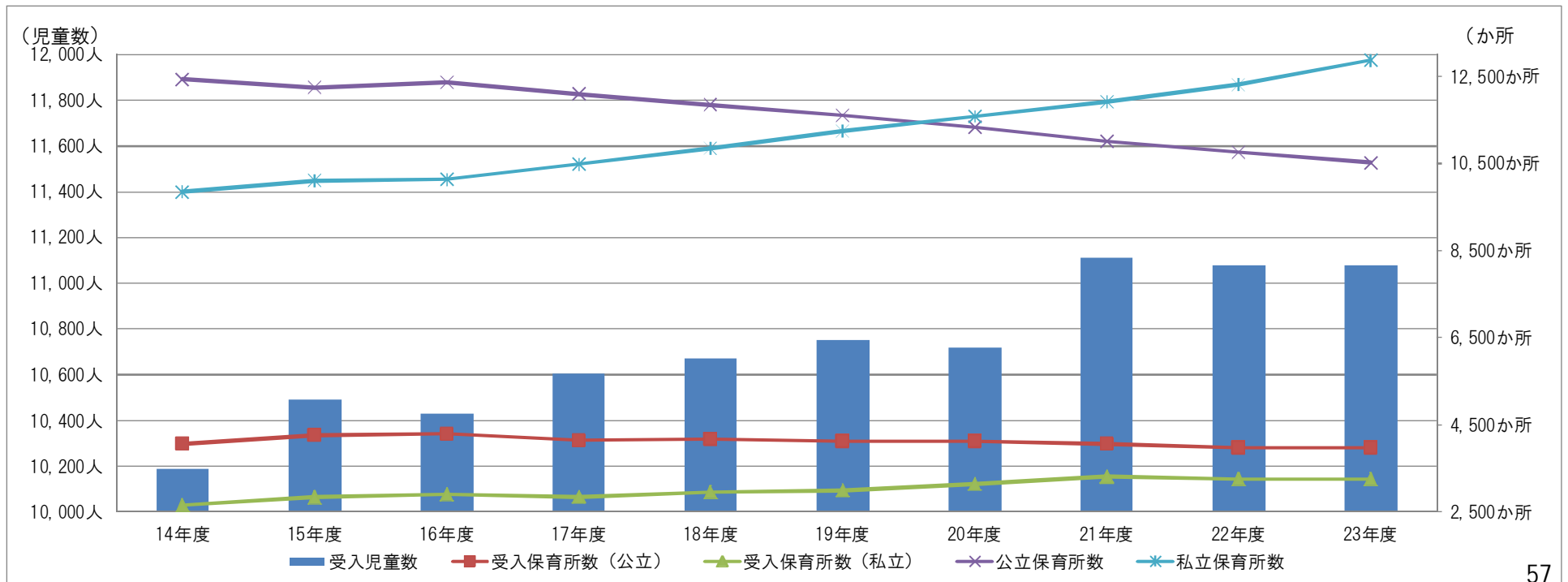
○幼稚園特別支援教育経費の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度(案)
国庫補助予算(千円)	2,706,000	2,720,000	2,946,000	3,043,000	3,165,000	4,021,000	4,361,000
都道府県補助額(千円)	5,925,446	6,422,751	7,148,564	7,916,640	8,444,224	—	—
補助人数(人)	8,203	8,909	9,857	10,903	11,717	—	—

(参考)

障害児保育の実施状況の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保育所数	22,268か所 (100.0%)	22,354か所 (100.0%)	22,490か所 (100.0%)	22,570か所 (100.0%)	22,699か所 (100.0%)	22,848か所 (100.0%)	22,909か所 (100.0%)	22,925か所 (100.0%)	23,069か所 (100.0%)	23,385か所 (100.0%)
公立	12,426か所 (55.8%)	12,246か所 (60.1%)	12,358か所 (59.7%)	12,090か所 (53.6%)	11,848か所 (52.2%)	11,602か所 (50.8%)	11,327か所 (49.4%)	11,009か所 (48.0%)	10,760か所 (46.6%)	10,515か所 (45.0%)
私立	9,842か所 (44.2%)	10,108か所 (39.9%)	10,132か所 (40.3%)	10,480か所 (46.4%)	10,851か所 (47.8%)	11,246か所 (49.2%)	11,582か所 (50.6%)	11,916か所 (52.0%)	12,309か所 (53.4%)	12,870か所 (55.0%)
障害児受入保育所数 (特別児童扶養手当支給対象児)	6,722か所 (100.0%)	7,102か所 (100.0%)	7,200か所 (100.0%)	6,995か所 (100.0%)	7,130か所 (100.0%)	7,120か所 (100.0%)	7,260か所 (100.0%)	7,376か所 (100.0%)	7,221か所 (100.0%)	7,145か所 (100.0%)
公立	4,064か所 (60.5%)	4,265か所 (60.1%)	4,295か所 (59.7%)	4,145か所 (59.3%)	4,175か所 (58.6%)	4,124か所 (57.9%)	4,120か所 (56.7%)	4,066か所 (55.1%)	3,971か所 (55.0%)	3,802か所 (53.2%)
私立	2,658か所 (39.5%)	2,837か所 (39.9%)	2,905か所 (40.3%)	2,850か所 (40.7%)	2,955か所 (41.4%)	2,996か所 (42.1%)	3,140か所 (43.3%)	3,310か所 (44.9%)	3,250か所 (45.0%)	3,343か所 (46.8%)
受入障害児数 (特別児童扶養手当支給対象児)	10,188人	10,492人	10,428人	10,602人	10,670人	10,749人	10,719人	11,113人	11,080人	10,921人
(軽度障害児を含む実障害児数)	-	-	-	(31,026人)	(33,486人)	(35,157人)	(39,557人)	(41,399人)	(45,369人)	(48,065人)



障害児保育の現状について

ア. 障害児保育にかかる職員の加配(一般財源化)

- 昭和49年度から平成14年度まで、障害児保育を行う保育所に対し、特別児童扶養手当支給対象児童4人に対し、保育士を1人配置できるよう、補助を行っていた。
- 平成15年度以降、当該事業が一般財源化され、特別児童扶養手当支給対象児童4人につき保育士1人の配置を地方交付税算定対象とした地方財政措置を行うこととなった。
- 平成19年度、障害の程度が重い児童以外にも特別な支援が必要な児童が、保育所に多数受け入れられていたことから、地方交付税の算定対象を軽度障害児に広げ、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置とする要望を行い、地方交付税を拡充した。

<平成14年度> 障害児保育事業(補助金)

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度	補助金			
中度	障害児:保育士 4:1				
軽度					
物件費					

<平成15年度> 地方交付税措置

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度	地方交付税			
中度	障害児:保育士 4:1				
軽度					
物件費					

<平成19年度~> 地方交付税措置の拡充

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度	地方交付税			
中度	障害児:保育士 2:1				
軽度	+				
物件費	必要な物件費				

イ. 職員の資質向上

- 障害児保育担当者研修会(特別会計)
- 保育の質の向上のための研修事業の実施(安心こども基金)

ウ. 障害児受け入れに必要な施設の改修等(保育対策等促進事業費:特別会計)

- 保育環境改善事業(保育所障害児受入促進事業) 補助単価100万円(補助率1/3)

保育所等訪問支援の概要

事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

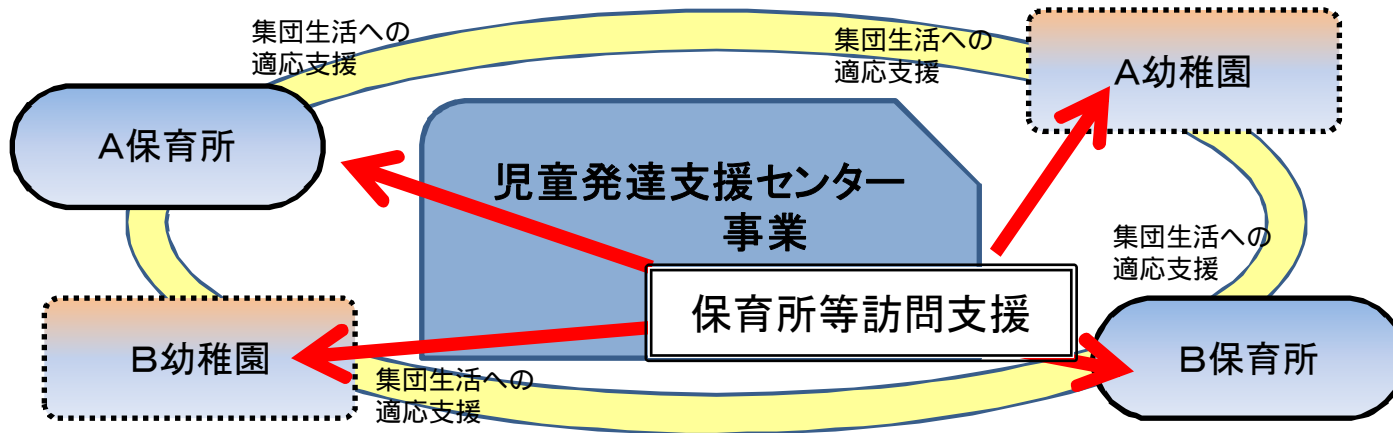
対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

- * 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
- * 発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

⇒ 相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
 - 〔 ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等) 〕
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

その他

- 公定価格上、質の改善のために検討すべき項目として、こういった項目が考えられるか。
検討例①：研修の充実
検討例②：保幼小の連携強化

<主なご意見>

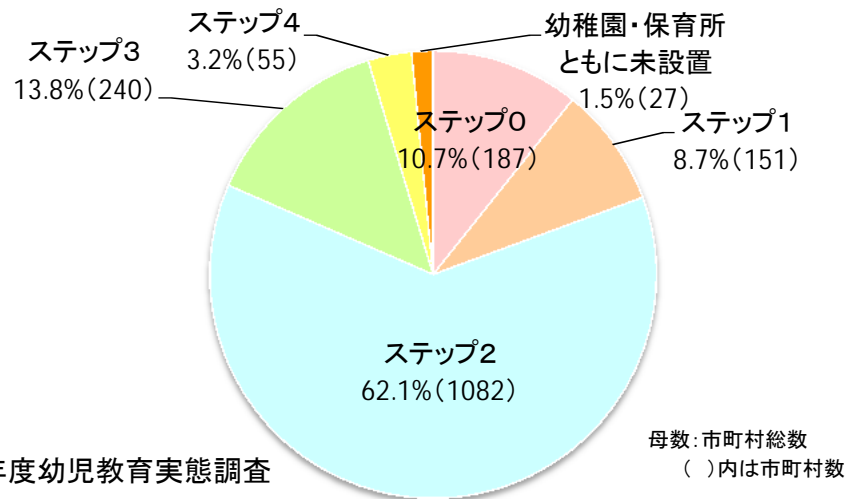
- ・ 保育要領に基づき質の向上に資する取り組みを行っている施設に加算するなど、保育要領と整合性をもって設定していくことが必要。
- ・ 研修、保幼小の連携強化については加算での対応が必要。
- ・ 研修の充実の基本中の基本であり、施設類型を超えた合同の研修により、情報を共有し学び合うことも大事なこと。
- ・ 研修は全ての施設・事業で必要であり、受講費や代替職員の配置を支援していただきたい。
- ・ 教育委員会には幼稚園担当の指導主事がいるが、今後、幼稚園だけではなく、保育所や認定こども園を含め支援していくなど、研修や保幼小の連携を支援していく行政の体制整備や当該支援に係る取組を公定価格に反映していくことも重要。
- ・ 保幼小連携は大事だが中々できていないところもあるため、もう少し進められるようにしていただきたい。
- ・ 小学校との滑らかな接続のためには、研究・研修を積み上げていくことが必要であり、合同で研修を受けるなどの連携も必要。
- ・ 取り組みが先行している自治体からヒアリングすることにより方策を検討することも考えられるのではないか。
- ・ 保幼小連携は本来して頂きたいことであり、施行時にはステップに応じて加算するなどインセンティブをかけて支援していくことが必要だが、普及すればなくしていくなど時限的な要素も有用ではないか。
- ・ 保幼小連携について、今回、せっかく文科省と厚労省が一緒になってやっているのです、カリキュラムを作成するなど、お金をかけずに進めていってはどうか。

【対応方針案】

- 研修の充実のために必要な費用及び保幼小の連携強化のために必要な費用について、質の改善事項の取り扱いを踏まえて対応することとしてはどうか。

(参考) 保幼小連携・接続の状況

- 各市町村における幼稚園・保育所の学校教育・保育と小学校教育との連携・接続の状況については、「ステップ2」が62.1%(1,082市町村)と最も多く、「ステップ3」、「ステップ0」、「ステップ1」、「ステップ4」と続く。



出典: 平成24年度幼児教育実態調査

連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安
(幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(平成22年11月11日 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議))

ステップ0: 連携の予定・計画がまだ無い。

ステップ1: 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。

ステップ2: 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。

ステップ3: 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

ステップ4: 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

3. 管理費に係る事項について

減価償却費、賃借料の取扱いについて

【検討の視点】

- 公定価格においては、施設基準を考慮して設定する整備費用と施設運営における減価償却費等の全国的な状況を踏まえた上で、賃貸借の形態により設置された施設の賃借料への対応も考慮しつつ、設定する必要があると考えられるが、実際の組み込み方について、どのように考えるか。その際、地域差などについては、どのように考えるか。
- 新幼保連携型認定こども園、保育所については、国会の附帯決議において児童福祉法に基づく新たな交付金による施設整備補助との適切な組み合わせが求められており、どのような形で具体化していくか。
- 幼稚園については、施設整備費補助の負担割合や補助を受けた施設が保育所に比べて相対的に低く、経常経費等の中で対応していると考えられるなど、現在の対応を踏まえ、公定価格において評価していくことが考えられるのではないか。

<主なご意見>

- ・ 保育所の多くは近い将来に改築期を迎えることから、給付費上の減価償却費相当額のみでは対応が困難であり、施設整備費補助の存続が必要。なお、施設整備費補助を受けるに当たっては、減価償却費相当額として補助された額を減算するなどの方式が考えられるのではないか。
- ・ 減価償却費と施設整備費補助との関係について、早く示して頂きたい。
- ・ 幼稚園については、現行、施設整備に要する費用の多くを自己資金により賅っているところであり、設定に当たっては、幼保間の施設整備に係る負担が公平になるようにすべき。
- ・ 土地を賃借している場合であっても、運営者は運営費から出すしかないため、その点への配慮ができないか。

【対応方針案】

- 幼保連携型認定こども園、保育所等については、待機児童解消加速化プランなど現行の施設整備費補助等との整合性を踏まえつつ、質の改善事項における取扱いに対応し、施設整備費補助の対象外法人や賃貸方式の施設・事業に対し減価償却費の一部を給付費の加算として実施してはどうか。その際、施設整備費補助の水準等を踏まえて設定することとしてはどうか。
- 幼稚園については、現在の対応を踏まえて、幼保間の施設整備に係る負担の公平性を確保する観点も考慮し、減価償却費等の一部を公定価格において評価することとしてはどうか。

第三者評価の費用の取扱いについて

【検討の視点】

- 現在、保育所について、第三者評価の受審を推進することが求められているほか、確認制度の議論では、全ての施設・事業について、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価の受審に努めることとされたが、受審を進めていくために必要な受審料などのコストの取扱いについて、公定価格の中でどう考えていくか。また、受審率の目標について、どのように考えていくか。

<主なご意見>

- ・ 第三者評価の実施を努力義務として推進するためには、受審した場合の費用の加算又は一定の年限の間での定期的な受審を義務化し、必要なコストを公定価格に反映することが必要。
- ・ 第三者評価の費用を補助することにより受審率を高められる。
- ・ 第三者評価の評価機関が減っていることも受審率が伸びない要因。受審にインセンティブが入るよう児童養護施設等の措置費の取組も参考にしていくことが必要。
- ・ 質の向上という観点から、全ての事業者が受審できるように補助があることが望ましい。

【対応方針案】

- 第三者評価の受審を進めていくために必要な受審料について、質の改善事項の取り扱いを踏まえて対応することとしてはどうか。

公認会計士等による監査の費用の取扱いについて

【検討の視点】

○ 現在、私学助成の交付を受ける幼稚園については、公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査が義務付けられているが、公費の透明性確保の観点から、施設型給付を受ける場合の外部監査等の実施に必要なコストの取扱いについて、公定価格の中でどのように考えていくか。

※ 私学助成については、建学の精神に基づき運営される私立学校としての自主性を尊重しながら運営に係る経常経費等に対して助成が行われており、その性格上、用途の制限等は行っていない。一方で、公費である私学助成の交付を受けることから、私立学校振興助成法に基づき、公認会計士又は監査法人による監査が義務付けられている。（助成額が少額（1000万円以下）の場合は所轄庁の許可を得た上で、この限りではないこととされている。）

（参考）私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

※ 私立保育所に対しては、新制度においても委託費として支払われることから、その用途の取り扱いや、会計に関する指導監督のあり方について、今後、現行制度における対応等を踏まえて検討していく必要がある。

* 現行の保育所運営費は、保育所に対する委託費として支払われており、その性格上、一定の用途の制限や都道府県等による財務諸表等の監査が行われている。

＜主なご意見＞

- ・ 公認会計士等による外部監査を義務付けるべき。義務付けが困難なら、外部監査を実施した場合の費用を加算で対応すべき。
- ・ 公認会計士による監査を続けることは良いが、保育所では現在自治体による監査指導が行われており、重複して検査を受けることになることは避けるべき。
- ・ **公認会計士等による外部監査を受けることは当然。**

【対応方針案】

○ 施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園が外部監査（公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査）を実施した場合のコストについて、現在の私学助成の取り扱いを踏まえ、公定価格上評価してはどうか。

※ 施設型給付・委託費の用途の取り扱いや会計に関する指導監督のあり方については、今後、現行制度における対応等を踏まえて検討が必要。（その際、外部監査と自治体による会計監査との重複についても配慮）

各種加算に関する検討の視点

【検討の視点】

- 政策的な対応として、基本部分とは別に加算措置を設けることについて検討が必要ではないか。
- 現行の保育所運営費における加算の仕組みを参照して検討する際は、画一的な費用として基本部分に組み込むものと、地域特性や経費の性質等を踏まえて加算として実施するものとに分類して検討していく必要があるのではないか。
 - ※ 介護保険制度や障害福祉制度について、制度改正以前の社会福祉施設の措置費制度下では、保育所運営費と同様の加算が設けられていたが、制度改正により包括的な報酬体系とした際に加算の整理が行われている。

⇒以下の表は、現行の保育所運営費の加算について、検討の際の参考となるよう性質ごとに分類したもの。

※ 各加算の（ ）内の数値は、保育所運営費による加算の実施率（保育課調べ（24年度）（私立））

	<所在する地域により加算>	<事業の実施状況等により加算>	<その他>
人件費	・寒冷地加算(約12%) 冬期又は寒冷地の加算	・主任保育士専任加算(約83%) ・入所児童処遇特別加算費(約23%) ・保育所事務職員雇上費(約91%)	・単身赴任手当加算(約0%)
人件費・物件費 (事業費・管理費)		・民間施設給与等改善費(-) *2 ・夜間保育所加算(約1%)	
物件費 (事業費・管理費)	・児童用採暖費加算(約20%) *1 ・事務用採暖費(約4%) ・除雪費加算(約6%) ・降灰除去費加算(約2%)	・施設機能強化推進費(約50%)	

*1 児童用採暖費加算は、全施設が加算の対象であるため、構成割合は加算額の上乗せのある施設の割合により計上（「その他の地域」以外の施設）

*2 民間施設給与等改善費は 全施設が加算の対象（保育所運営費の用途制限違反等があった場合に加算が停止されている場合がある。）

- 併せて、定員を恒常的に超過している場合などを含めて、調整のあり方についても検討が必要ではないか。